

4月から、保育料の階層区分の税額などが変わります

問い合わせ…保育課・TEL224-5827

昨年、所得税から住民税への税源移譲により、保育料算定の基盤となる所得税が減額されました。また、平成11年度から景気対策のために導入されていた定率減税が廃止となりました。

保育料は、前年分の所得税および前年度分の市町村民税の世帯の課税状況に応じて決められているため、今回の税制改正は保育料に大きな影響が生じます。

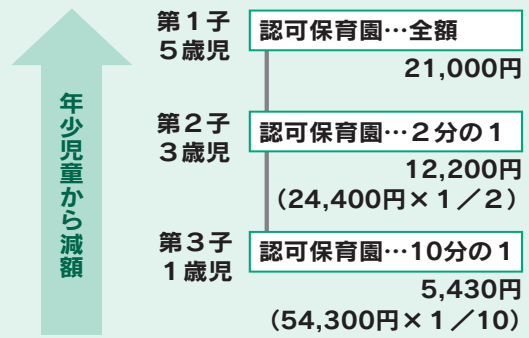
そこで、保育料を定めた条例を改正し、保育料の階層区分の税額を見直しました。また、その他の事項についても国の定めた保育料基準額表（国基準）に基づき、次のとおり改めました。この改正は、平成20年4月分の保育料から適用されます。詳しくは保育課にお尋ねください。また、市ホームページでも保育料額表を確認することができます。

国基準対応のための改正内容

●多子減額制度の変更

従来は認可保育園に入園している児童のみが、減額の対象となっていました。これからは、幼稚園または認定こども園に入園している児童も算定対象人数に含めることになりました。また、従来、所得税額などの課税状況により、減額する対象児童を決めていましたが、改正後は年少の児童から順に保育料を軽減するように改めました。第1子が保育料額表（下表参照）のとおり、第2子の保育料は保育料額表の2分の1、第3子以降については10分の1とし、2人目以降の保護者の負担の軽減を拡大しました。

例・D14階層の世帯で、子どもが3人いる場合



改正後合計 38,630円
改正前合計 71,750円より33,120円減額

●保育料額表のB階層の定義変更

従来、B階層の定義はA階層（生活保護世帯）を除き前年度分の市町村民税の非課税世帯とし、前年分の所得税課税世帯であっても、前年度分の市町村民税額が非課税であると、保育料は無料となっていました。これを、前年分の所得税の課税世帯はB階層としないこととし、国基準と同様に直近の所得状況を反映して保育料の算定ができるよう定義を見直しました。

●固定資産税による階層認定の廃止

従来、一部の階層では固定資産税の課税状況も含めて保育料を決めていましたが、この取り扱いを国基準と同様にするため廃止しました。

保育料額表（平成20年4月1日から適用）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額） 単位＝円			
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0	0	0	
B	A階層およびD1階層からD14階層までを除き、前年度分の市町村民税（特別区民税を含む、以下同じ）の非課税世帯	0	0	0	
C1	A階層およびD1階層からD14階層までを除き、前年度分の市町村民税	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）			
C2	の課税世帯であって、その市町村民	6,000	4,800	4,800	
C3	税の額が次の区分に該当する世帯	所得割の額が10,000円未満	6,500	5,300	5,300
D1		所得割の額が10,000円以上	7,400	6,200	6,200
D2		1,500円未満	8,100	6,900	6,900
D3		1,500円以上7,500円未満	9,700	8,500	8,500
D4		7,500円以上15,000円未満	11,600	10,400	10,400
D5		15,000円以上30,000円未満	15,700	14,500	14,500
D6	A階層を除き、前年分（1月から3	30,000円以上45,000円未満	20,900	18,900	17,900
D7	月までの月分の保育料については前	45,000円以上60,000円未満	27,100	19,900	18,900
D8	々年分）の所得税の課税世帯であ	60,000円以上75,000円未満	33,900	20,500	19,200
D9	って、その所得税の額が次の区分に該	75,000円以上90,000円未満	40,600	21,100	19,600
D10	当する世帯	90,000円以上110,000円未満	44,800	21,800	20,000
D11		110,000円以上135,000円未満	48,000	22,400	20,200
D12		135,000円以上195,000円未満	50,000	23,200	20,400
D13		195,000円以上250,000円未満	52,000	23,800	20,600
D14		250,000円以上330,000円未満	53,500	24,100	20,800
		330,000円以上	54,300	24,400	21,000

川越市地域福祉講演会 ～地域の課題をみんなで解決しよう！～

主催 川越市・市社会福祉協議会

日時…2月4日(月)、午後1時30分～4時(開場=午後1時)

会場…メルト

地域福祉を推進するために、今回の講演会では「いかに地域の課題を把握し、課題解決に向けた活動に結び付けていくか」について、講演および事例発表などを行います。当日直接会場へお越しください。講演・事例発表では、手話通訳があります。

内容

①講演「地域の課題をみんなで解決しよう！」

講師=県社会福祉協議会地域福祉・民生部長兼福祉情報センター長・永田眞一郎さんながたしんいちろう

②事例発表

広栄町ボランティア推進会(高齢者対象ボランティア団体)・NPO法人川越子育てネットワーク(子育て支援団体)・岸町地域自主防犯ステーション運営協議会(地域防犯活動団体)

③地域福祉活動実践団体などによるパネル展示

定員…先着350人 経費…無料

*託児が必要な方は、1月25日(金)までに福祉推進課(本庁舎1階)へ申し込んでください。

*できるだけ公共交通機関や自転車などをご利用ください。車で来館する際は、乗り合わせのうえお越しください。

問い合わせ…福祉推進課・TEL224-5769

おむつ代の医療費
控除書類を発行します

所得税の確定申告の際、お

むつ代の医療費控除を受けるために、主治医意見書の内容を確認した書類を発行します。対象に該当する方は、介

護保険課(本庁舎一階)で申請してください。
対象(次の①②をすべて満たす方)

①介護保険法の要支援・要介護認定を受けている方で、

主治医意見書により尿失禁

状態かつ寝たきり度がB1

～C2であると確認できる

②確定申告の際、おむつ代の

医療費控除を受けるのが継

続して2年目以降である

*要介護認定を受けていない

方は、従前の方法(医師の証

明書)で申告してください。

問い合わせ…介護保険課

TEL224-5817

国民年金保険料は
お得な口座振替を
ご利用ください

金融機関で一度手続きをすれば、あとは自動的に指定した口座から保険料が引き落とされます。便利で安心な口座振替をご利用ください。

お得な制度です

前納制度…一年分または半年

分をまとめて引き落とす

と、納付書で前納するより

も割引額が大きくなります

当月引き落とし…通常、翌月末が納期限ですが、保険料

の該当する月の月末に引き

落とすと、割引になります

□口座振替の方法

□口座振替の方法

次の物を用意し、金融機関

の窓口で手続きしてください。

①基礎年金番号のわかる物

(年金手帳や送付された納

付書など)

②預(貯)金通帳

③通帳届け出印

④口座振替納付申出書(金融

期間の窓口)に備え付けてあ

るほか、納付書につづら

れています

口座振替の開始を希望する

前々月の月末までに申し込ん

でください。各月の保険料の

引き落としは、翌月の末日で

す。(土・日曜日、祝日、休

日の場合は、翌月最初の金融

機関営業日)。

残高不足などで引き落とし

ができなかった場合は、翌月

に二か月分合わせて引き落と

されます。

問い合わせ…市民課国民年金

担当

TEL224-5764



シリーズ 265

【日東町】

1月8日、日東町公園に行くと、冬の寒さに負けず半袖半ズボン姿で遊ぶ子どもたちを見つけました。住宅街の中のこの公園には、足の裏を刺激する歩道が設置されています。「この前、持久走大会で1番になったんだ」。そう言いながら、この歩道をはだして歩き始める子どもたち。いつの間にか競争になっていました。やっぱり、子どもは遊びの天才のようです。

